

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

様式7-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無	
該当無し													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式7-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無		
該当無し															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-3

物品役務等の 名称及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・ 応募者数			継続支出の 有無
アイソトープ医薬品の購 入(単価契約)	独立行政法人放射線医 学総合研究所 契約担当役 理事 村田 貴司 千葉県千葉市稲毛区穴 川4-9-1	H24.4.1	公益社団法人日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	一般	-	46,374,720	-	公社	国所管	1		「随意契約等見直し計画」に 基づく対応を行っていること を確認した。	有
平成24年度放射性廃棄 物の引き渡し	独立行政法人放射線医 学総合研究所 契約担当役 理事 村田 貴司 千葉県千葉市稲毛区穴 川4-9-1	H24.4.1	公益社団法人日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	一般	-	30,610,440	-	公社	国所管	1		「随意契約等見直し計画」に 基づく対応を行っていること を確認した。	有
全身計測装置校正用 ファントム	独立行政法人放射線医 学総合研究所 契約担当役 理事 黒木 慎一 千葉県千葉市稲毛区穴 川4-9-1	H25.2.22	公益社団法人日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	一般	-	16,093,350	-	公社	国所管	1		「随意契約等見直し計画」に 基づく対応を行っていること を確認した。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無		
該当無し															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。